研究成果報告書 科学研究費助成事業

平成 30 年 6 月 1 4 日現在

機関番号: 34416

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2015~2017

課題番号: 15K03131

研究課題名(和文)保険会社の国際事業展開と課税 - 消費課税を中心に -

研究課題名(英文)International Business Development of Insurance Companies and Taxation

研究代表者

辻 美枝(Tsuji, Mie)

関西大学・商学部・教授

研究者番号:00440917

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文):平成26年度保険業法改正による規制緩和で保険会社の国内外での事業展開が活発化している。保険事業は消費税法上非課税取引である保険取引とそれに付随する課税取引が複層的に関係するため、保険事業のグループ化及び国際化により税の累積化の問題が深刻化する。EUでは課税上のグループ制度やコストシェアリング制度などを導入し、この問題への対処を試みている。日本が抱える問題解決への示唆を得ることを目的に、EU税制の実態調査・情報収集のため欧州に出張し貴重な情報を入手し、EU税制との比較法分ででは思念ないます。基本の表表で表表で表表で表表で表表で表表で表表で、

まえ、平成30年度に成果論文として公表する予定である。

研究成果の概要(英文):By urging the easing of regulations in the Insurance Business Act 2014, it is easier for Japanese insurance companies to reorganize and operate internationally. Insurance companies cannot deduct their input tax fully for the purpose of consumption tax because insurance transactions include two aspects of taxable or non-taxable transactions. It is a fundamental issue of consumption tax and becomes a more and more serious problem for the international business development of insurance industries.

How should we address the issue? In order to address the issue, some EU member countries have introduced a special tax system, so-called 'Grouping' and 'Cost sharing' for the purpose of tax. Therefore, I compare the Japanese tax system with those of the EU countries. I visited some EU countries to research their tax systems and have reported my survey results to some tax law study groups. This year (2018) I will publish articles based on these results.

研究分野: 社会科学

キーワード: 消費課税 保険取引 租税法

1.研究開始当初の背景

(1)平成 26 年度の保険業法改正では、保険市場をさらに活性化し国際競争力を強化するため、海外への事業展開、共同保険の契約移転手続き等に関する規制緩和を行うこととなった。それによって、今後、外国保険会社支店の日本法人化、外国金融機関(資産運用会社等)の買収、保険会社間での保険契約の包括移転による国際事業展開が活発化することが予想される。

(2)保険会社の国際事業展開に関する国際 課税上の問題は、平成26年度の法人税法改 正により、関連者間取引については一定の手 当てがなされた。しかし、消費課税に関して は未だ手つかずのままである。保険取引を むサービスの供給への消費課税制度は、や で異なる。保険取引自体のオンライン化むと、 で異なる。保険取引自体のオンライン化むと、 けービスの供給地の選択による税負担とと、 サービスの供給地の選択による税負担による 事が国際競争上の問題を惹起することが る。租税法及び競争法上の観点から、グルー プ化をめぐる課税問題は喫緊の検討課題と いえる。

(3)国内租税法のレベルでも、保険取引の非課税によって最終消費者への税の適正な転嫁という消費税制の根本機能が作用しないことによる課税の歪みは、将来の消費税率の引き上げを含む今後の消費税改革においては無視できない問題である。

2.研究の目的

(1)本研究は、「保険会社の国際事業展開と課税 消費課税を中心に 」をテーマに、 平成 26 年度保険業法改正に伴う規制緩和による影響も踏まえ、保険会社の再編及び分社化によるグループ化の過程とその後のグループ取引における消費課税上の問題を扱う。わが国の法人税法は、課税上法人を単体ではなくグループで捉える連結納税制度やグループ法人税制を有するが、消費税法上はグループで課税関係を捉えることはしていない。

(2)消費課税上、法人グループを一体的に 取り扱うことは、非課税取引が引き起こす課 税の弊害を緩和し、事業展開に際しての租税 中立性に資する一方で、制度の濫用による脱 税や租税回避の誘因となりうる。そのため、 VAT(Value Added Tax)グルーピング制度を有 する EU では、追加的な対抗策を講じる必要 が生じている。よって、EU における VAT グル ーピング制度の動向を抑えるとともに、当該 制度を批判的に分析し、わが国の消費課税上、 グループ概念を導入することの是非につい て検討を行う。

(3)さらに、EUのVAT制度では、中小規模の同業者を対象とした非課税取引から生じる税の累積化の緩和策としてコストシェア

リング非課税制度を導入しているため、あわせてその制度の検討も行う。

(4)本研究の最終目的は、現行の消費税制の限界として保険会社のグループ化に伴う消費課税上の問題を捉え、かつ、各国の消費課税制度の違いが正常な市場競争を阻害している側面に着目し、あるべき消費課税制度の探求を行うことにある。

3.研究の方法

本研究は、保険会社の国際事業展開におけ る国内租税法上及び国際課税上の問題に焦 点をあて比較法分析をする。平成27年3月 に行った欧州委員会租税部門の間接税担当 者に対するヒアリングで、EUのVAT制度では、 保険取引を含む金融取引が非課税であるこ とによって、それらの取引の脱税・租税回避 スキームへの利用の懸念および国境を跨ぐ 取引への適用関係がさらなる課題となって いることが明らかになった。そこで、本研究 では、現行の制度設計を前提とし、主として EUのVAT制度につき最近の欧州裁判所判決を 含めて比較分析することにより、わが国が税 の累積化をどのように排除又は軽減すべき かを国内取引に限らず国際課税の観点から 探る。そのため、欧州委員会租税部門を訪問 し関係者にヒアリングをするとともに、国際 学会へ参加し情報収集をする。さらに研究代 表者が持つヒューマンネットワーク及び各 種データベースを駆使して、最新の議論にア クセスし、本研究の問題分析及び検討をする。 調査結果に基づき、各研究年度の適当な時点 で、本研究の中間報告をし、そこでの議論を 研究にフィードバックさせ、最終的に成果論 文を作成する。

4.研究成果

(1)保険取引の消費課税上の問題のひとつに、保険取引が非課税取引であるために仕入に係る消費税額が完全に控除できないことから生じる税の累積化の問題がある。この問題が顕在化した事件として、社会保険診療報酬等に関する神戸地裁平成24年11月27日判決(棄却、確定)(税務訴訟資料第262号-247(順号12097))がある。

税の累積化への対応は、各国で区々であり、 その税制の違いによって国際的な事業拠点 又は事業形態(本支店形態か子会社形態か) の選択が生じ、保険事業の国際事業展開の意 思決定に影響を及ぼす可能性がある。

EU の VAT 指令 (Council Directive 2006/112/EC)では、非課税取引の存在による税の累積化を緩和する方策として、VAT グルーピング制度 (11 条)、コストシェアリング非課税制度 (132 条 (f))、オプション (課税選択)制度 (137 条)を採用している。保険取引に関しては、VAT 指令において、加盟国が保険契約に VAT 以外の税 (具体的には保険税 (Insurance Premium Tax))を課すこと

を認めているため(401条) オプション制度 の対象とされていない。

(2)VAT グルーピング制度は、その起源が、ドイツの"Organshaft"にあるとされ(西山 由美「金融セクターに対する消費税 非課税 と仕入税額控除の不整合への対応」金子宏他 編『租税法と市場』(有斐閣・2014)315頁) 各EU 加盟国は、VAT 課税上に限り、法的独立 性を有するが、財政的、経済的かつ組織的つ ながりによって互いに密接に結びついている複数の国内課税事業者を一体として、単一 の課税事業者とみなすことができる。

グループ自体が単体の課税事業者となる ため、個々の事業者の存在は VAT 課税上無視 される。すなわち、グループ外の第三者との 取引についてのみ VAT が考慮され、グループ 内取引に関しては VAT の負担はない。そのた め、グルーピングは、キャッシュフロー上有 利に働く。仕入税額控除権を有しない課税事 業者や部分的な控除権のみを有する課税事 業者がグループ内に存在する場合には、仮に グルーピングしなければ仕入税額控除が制 限され納付されるはずであった VAT 相当額が 実質的な負担減となり、VAT グループの課税 上の利点となる。他方、保険会社のように第 三者への非課税取引を行う事業者を含む VAT グループが国境を跨ぐB2B間仕入取引を行う 場合に、リバースチャージの適用により仕入 税額控除が完全になされない場合もありう る。手続上のメリットとして、VAT グルーピ ングの場合、VAT 申告書は VAT グループ (単 一納税義務者)として提出するため、行政の 簡素化に資する。

PWC が 2006 年に欧州委員会の依頼を受けて 作成した金融・保険サービス非課税の経済効 果に関する報告書 (" Study to Increase the Undertaking of the Economic Effects of the VAT Exemption for Financial and Insurance Services ")では、VAT グルーピング制度は、 強制規定ではないためその制度の有無が金 融サービス機能の設置場所の決定に影響を 与えるものであること、及び VAT 回避を排除 する効果も期待できることから、VAT グルー ピングの強制適用化は最優先課題に位置づ けられている。また、国境を跨ぐグループの 形成は、VAT 指令 11 条における「加盟国内で 設立された(established in the territory of that Member State)」という territorial scope により制限されているが、国境を跨ぐ VAT グルーピングは EU 単一市場のためには不 可避とされている。

現在 EU 加盟国 28 カ国中 18 カ国がグルーピングを採用しているが (See European Commission, Value Added Tax Committee, Working Paper No.879, 2015, p33. 2018 年 1 月導入のイタリアを含む。)、加盟国内でterritorial scopeの解釈にバラツキがある。例えば、英国とオランダは、本店又は支店が自国の VAT グループの構成員であれば国外の

本店又は支店も当該 VAT グループの構成員と みなす広義の解釈をする一方、ドイツ、ベル ギー及びスウェーデンは、外国の本店又は支 店は VAT グループの構成員になることができ ないという狭義の解釈をしている。欧州委員 会は後者の狭義の解釈を支持している (European Commission, Value Added Tax Committee, Working Paper No.879, 2015, p13)。FCE Bank 事件(C-210/04)では、欧州 司法裁判所は前者の広義の解釈に立ち、国外 にある支店が独立しておらず、本支店間取引 に法的関係がない場合には当該取引は VAT 課 税上考慮されないとした。一方、Skandia 事 件(C-7/13)判決では、第三国(米国)に本 店がある法人のスウェーデン支店がスウェ ーデン国内の VAT グループの構成員であり、 本店が外部から調達したサービスの供給を 当該支店が受けた場合に、当該支店(VAT グ ループ)と国外の本店は VAT の課税上、別個 の事業体とみなされ、本支店間取引であって も課税取引であるとする。

EU 加盟国間の territorial scope の解釈の 違いにより、二重課税または非課税が生じる 可能性がある(See, Herman van Kesteren, Madeleine Merkx & Christian Sternberg, Dutch/German Cross-Border VAT Grouping, EC Tax Review, 2013/4)。制度自体が脱税・ 租税回避に利用されることを防止するため、 VAT グルーピング制度の導入においては脱 税・租税回避防止規定を別途定めることを VAT 指令 11 条で認めている。先述の Skandia 事件では、スウェーデンの VAT 法の適用関係 が問題となったものであったが、当該 VAT 法 は脱税・租税回避防止規定を有しておらず、 それゆえ、その判示内容の射程は限定的とさ れる。イタリアは、VAT 課税上 VAT グルーピ ングとは別のグループ制度を有していたが、 2018年1月から新たに VAT グルーピング制度 を導入した。Skandia 判決後の導入であり、 その制度の運用状況を追跡し分析する必要 がある (See, Marco Abramo Lanza and Marco Zanett, VAT Grouping in Italy and the Skandia Judgement, International VAT Monitor, 2018, Vol.29, No.3. European Commission, Value Added Tax Committee, Working Paper No.933, 2017)。この点は、 今後の研究課題である。

他国のグループ制度の適用関係は、日本の保険会社の国際事業展開に少なからず影響を与える。EU の伝統的な VAT 制度に対しModern VAT と称されるニュージーランドのGST 制度でもグループ制度を用いている。そのため、日本の保険会社が国外で活動するるらにその拠点設置国がグループ制度を有るときはその影響を考慮する必要がある。よた、保険会社の国際的事業展開が活発化ルーピング制度を導入することは、わが国がすることがら親和的であり、現行制度を前提としてといいまし

た問題解決には、有効な制度であると考える。 その場合には、EUでも問題となっているよう に脱税・租税回避防止策の導入の検討をあわ せてする必要がある。その際には、現行法人 税法上の行為計算否認規定が参考になろう。

(3)コストシェアリング非課税制度は、VAT 非課税の活動を行う者、又は課税事業者立い者が関係する活動を行う者とは改立したるサービスの供給であり、活動に際して直接必要なサービスを目的にであるといっプのメンバーから正確時のといるであり、その非課税が当まである世ではいまするといるというに限り、あるに限り、非課税とするものである。限税とするというに対し、非課税取引を行う課税事とというには対し、非課税取引を行う課税事と対する際に生じる VAT 負担を軽減するための制度である。

この制度のメリットは、コストシェアリン ググループのメンバーが、それらの活動と同 じ活動を企業内部で行う余裕のある大規模 事業者と競争上対等の立場に立つことがで き、規模の経済 (economies of scale)を達 成できる点にある。一方で、EU のコストシェ アリング非課税制度は、EU 加盟国に選択を認 めない強制適用でありながら、その規定の曖 昧さから、EU 加盟国での制度の導入・適用が 区々となっている。例えば、ドイツでは、コ ストシェアリング非課税の対象を医療と健 康保険に限定している(UStG§4Nr14Buchst d)。そのため、欧州委員会は、2011年にその 範囲を拡大するようドイツに勧告したが改 善されなかったため、2015年に欧州司法裁判 所に提訴した。欧州司法裁判所は、対象を制 限していることの理由の証明が十分ではな く、ドイツが VAT 指令の義務を果たしていな いと判断している (Case C-616/15, European Commission v. Federal Republic of Germany)

コストシェアリング非課税制度に関して は、2017年に3件の欧州司法裁判所判決(上 述の C-616/15 のほか、C-605/15、C-326/15) が同時に出された。このうち、保険事業に関 する Aviva 事件(C-605/15)判決では、取引自 体が別の規定 (135 条 1 (a)) により非課税 とされている保険取引はコストシェアリン グの対象外であるとされ、それ以外の public interest に関係する活動はコストシェアリ ングの対象となるとした。public interest に関係する活動で競争上の歪みが生じない ものを非課税とする理由は、VAT に服する場 合の費用の増加を回避することにより一定 のサービス・財の供給を促進することを目的 としている。コストシェアリング制度の国境 を跨ぐ適用は、Aviva 事件での法務官の見解 では、その制度の沿革および VAT グルーピン グ制度における territorial scope の狭義の 解釈との整合性などから否定的である。また、 そのような制限的な解釈は、EU 法における基本的自由(fundamental freedoms)との関係においては、public interest という重要な理由がある場合にのみその基本的自由の制限が認められ、矛盾しないとの見解を示している。

EUにおいては、上記欧州司法裁判所判決により保険取引へのコストシェアリング非課税制度の適用は非課税規定が別に存在することから否定されている。しかし、わが国の現行の保険取引非課税自体を見直す場合に、保険事業のグループ化による規模の経済を享受できない中小規模の保険事業者の公平な競争条件の確保の観点からは、この制度の採用は一考に値すると考える。

(4)現行の保険取引非課税を前提とせず、 保険取引は課税技術上の問題が解消される のであれば課税取引とすべきである、という 観点からの検討も要する。

EU の伝統的な VAT 制度に対して、Modern VAT と称されるニュージーランドやオーストラリアの GST(Goods and Services Tax)制度では、すべての保険取引を非課税とせず、損害保険取引を課税取引としている。これらの国の課税方法は、保険取引の非課税範囲を限りなく縮小するものであり、EU の VAT 及び日本の消費税と比べて非課税取引の存在にの課税方法は、先述の PWC による 2006 年報告書においても、現行の保険取引非課税により生じる問題の解決の一方策として取り上げられ、VAT 課税上に保険所得課税(insurance premium income)を導入すること、あわせて保険税を廃止することが検討されていた。

国際的な議論は、伝統的 VAT から Modern VAT を経て、Post-Modern VAT へと進んでいる。すなわち、Modern VAT 制度の良い点を伝統的な VAT 制度へ取り入れ、制度を改善していこうというものである (See, Rita De La Feria and Richard Krever, Ending VAT Exemptions; Towards A Post-Modern VAT, 2013, Oxford University Centre for Business Taxation, WP 12/28)。現行制度を前提としても、保険取引の課税上の範囲の精緻化、保険事業の国際的事業展開に対応した制度設計への見直しが求められる。

(5)先のAviva事件判決においても、個別規定で非課税とされている「保険取引」に該当するのか否か、すなわち、「保険取引」の範囲が問われることになる。VAT は課税事業者による対価を得て行うすべてのサービスの供給に課税されるのが原則であり、非課税はその例外を構成するため、厳格に解釈されなければならない(TMD事件(C-412/15))。

ヨーロッパ諸国のあるべき保険契約法を示している Principles of European Insurance Contract Law(PEICL)において、保険契約は、当事者の一方、すなわち保険者

が、相手方、すなわち保険契約者に対して、保険料を対価として特定の危険に対する保障を約する契約とされている(1:201条)。さらに税法との関係について、税法上の特別措置の要件を満たすために生命保険契約に対して課される特別の条件を定める国内法令を変更するものではない(17:402条)とする。

保険商品は、伝統的な保険から派生的なも のまで、その種類は多様化してきている。VAT や GST 制度を分析した結果、わが国において も保険商品の発展・保険事業の国際化に応じ た保険の課税上の要件の精緻化が必要であ る。この点に関しては、そもそも税法上、「保 険」とは何か、という問いかけに答えなけれ ばならない。「保険」は、消費税法にとどま らず、所得税法その他の税法においても特別 な取り扱いがなされていることが多い。保険 法の抜本的改正の際に「保険」自体について の具体的な定義がなされなかったことから、 税法上、「保険」とは何かという探求が独自 に必要になる。税法の観点から保険の特殊性 を加味した特別な取り扱いをするのであれ ば、保険法を基礎とした、保険の要件のさら なる明確化及び適正化が税法上求められる。

(6)2017年4月にOECDから、International VAT/GST Guidelines が公表された。国境を跨 ぐサービスや無形資産取引に焦点をあて、そ れらへ VAT を適用する際の国際間の不一致に 基因する二重課税や二重非課税を排除する ためのものである。そこでは、保険・金融サ ービスについて具体的には触れられていな いものの、国際的保険・金融サービスにおい ても国家間の協調した取扱いが求められる。 わが国においても、B2B 間の取引で一定のも のについてはリバースチャージが導入され たことから、他国の税制との違いによる意図 しない二重課税や二重非課税が生じ、わが国 の課税権に及ぼす可能性がある。国境を跨ぐ 取引においては、例えば EU の VAT グルーピ ングの事例に見られるように、VAT 課税の共 通化が進んでいる EU 域内においてさえ取引 相手国での課税状況を踏まえなければ適正 な課税の実現は難しい。保険の電子取引の発 展とともに国家間の情報交換が益々重要と なってくる。

(7)これまでの調査結果及び研究会報告における議論を踏まえ、平成30年度に成果論文を公表する予定である。

引用文献 本文中記載以外で主たるもの Robert F. van Brederode and Richard Krever ed., VAT and Financial Services, 2017

Marta Papis-Almansa, Insurance in Europe VAT, 2017

Basedow · Birds · Clarke · Cousy · Heiss · Loacker ed., Principles of European Insurance Contract Law, 2016

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計 1 件)

辻 美枝

非課税取引(1)-金融取引等、日税研論集、 査読無、70号、2017、261-318

[学会発表](計 4 件)

辻 美枝

金融機関への VAT コストシェアリングの適用 - 最近の ECJ 判決を素材に - 、第 90 回関大 租税法研究会、2018

辻 美枝

金融取引等と非課税、日税研第7回「消費税の研究」共同研究会、2016

辻 美枝

金融・保険業のグループ化と VAT 非課税、2016 年度関西大学公法研究会、2016

辻 美枝

金融・保険サービスと消費課税、第 71 回関 大租税法研究会、2016

[図書](計 0 件)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

6.研究組織

(1)研究代表者

辻 美枝 (TSUJI, Mie) 関西大学・商学部・教授

研究者番号:00440917		
(2)研究分担者	()
研究者番号:		
(3)連携研究者	()
研究者番号:		
(4)研究協力者	()